

香芝市財産区財産の管理及び処分に関する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

香芝市長 福岡 憲 宏

## 香芝市条例第25号

### 香芝市財産区財産の管理及び処分に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項に規定する財産区の財産（以下「財産区財産」という。）の取扱いについて、地方自治法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(財産区財産の管理)

第2条 財産区財産の管理上必要がある場合で、次に掲げる行為を行うときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

- (1) 土地の造成等による財産区財産の形状又は利用目的の変更
- (2) 土地の分合筆又は地目変更等に係る登記
- (3) 賃貸借その他第三者に権利を設定する契約

(財産区財産の処分又は廃止)

第3条 財産区財産は、次に掲げる場合（第2号及び第3号に掲げる場合にあっては、当該各号に規定する事業に要する費用が、財産区財産を処分した代金（以下「処分金」という。）の10分の1に満たない場合は除く。）を除き、これを処分し、又は廃止することができない。

- (1) 国、奈良県若しくは市が実施する公共事業又は土地収用法（昭和26年法律第219号）第16条の規定による認定を受けた事業の用に供する場合
- (2) 財産区財産の維持管理のための事業を行う場合
- (3) 財産区の区域内の住民の福祉を増進する事業を行う場合

(財産区財産の処分金)

第4条 処分金に係る収入及び支出は、香芝市特別会計条例（昭和61年条例第4号）第2号に定める香芝市財産区財産特別会計（以下「特別会計」という。）の歳入歳出予算に計上しなければならない。

2 処分金のうち、次に掲げる経費は、香芝市地元公共事業積立基金条例（平成13年条例第16号）に規定する地元公共事業積立基金（以下「基金」という。）に積み立てるものとする。

- (1) 基本資金 処分金の100分の20に相当する金額
- (2) 留保資金 処分金の100分の60に相当する金額（次項の地元補償費

を交付しない場合は、処分金の100分の80に相当する金額)

- 3 処分金のうち、当該処分金の100分の20に相当する金額を地元補償費として交付することができる。

(財産区財産の貸付けによる収入)

第5条 財産区財産の貸付けによる収入及び支出は、特別会計の歳入歳出予算に計上しなければならない。

- 2 財産区財産の貸付けによる収入は、当該財産区の留保資金として基金に積み立て、又は当該財産区の管理費用として交付するものとする。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、財産区財産の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる財産区財産の管理及び処分について適用し、同日前にされた財産区財産の管理及び処分については、なお従前の例による。